

ブラックロック i インカム

追加型投信／内外／債券

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日：2018年9月15日

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく
目論見書です。



- ブラックロック i インカム(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2018年9月14日に関東財務局長に提出しており、2018年9月15日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書(請求目論見書)は、ご請求に応じて販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。
- 当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	債券	その他資産(投資信託証券(ETF))	年2回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

委託会社(ファンドの運用の指図を行なう者)

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第375号

設立年月日：1988年3月11日 資本金：31億2,000万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額：6兆9,468億円(2018年6月29日現在)

<当ファンドの詳細情報の照会先>

当ファンドの詳細情報については、以下にお問い合わせください。

電話番号：03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00) ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行なう者)

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、円ベース*での安定的なインカム収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

*当ファンドにおいては、為替ヘッジにより為替変動リスクを低減し、ヘッジコストを控除したものを指します。

ファンドの特色

1

主として、先進国(日本を含む)および新興国の様々な公社債(ハイイールド債を含む)に投資し、円ベース(運用コスト控除後)で高位のインカム獲得を目指します。

投資対象となる主な公社債

先進国の
国債・政府機関債

新興国のソブリン債

先進国の地方債

投資適格社債

ハイイールド債

資産担保証券
(ABS、MBS等)

※上記すべての公社債に投資するとは限りません。また、上記以外の公社債に投資する場合があります。

2

公社債への投資は、原則、ブラックロック・グループが運用する上場投資信託*1(以下「ETF」といいます。)を通じて行ないます。

- 主として、先進国(日本を含む)および新興国の様々な公社債市場(ハイイールド債市場を含む)の指数に連動することを目指すETFに投資します。
- ブラックロック・グループが運用するETFであるiシェアーズETF*2を活用します。
- 委託会社は、債券の最終利回り、収益の源泉、信用リスク、金利リスク、為替ヘッジ・コスト、流動性ならびに運用の効率性等を勘案の上でETFを選定し、各ETFへの投資割合を決定します。

*1 上場投資信託(ETF)とは、Exchange Traded Fundsの略称で、世界各国の金融商品取引所に上場され、株式と同様に取引されている投資信託です。主に特定の指数(インデックス)等に連動することを目指して運用されています。

*2 iシェアーズETFは、ブラックロック・グループが運用するETF(上場投資信託)ブランドの名称です。

3

実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

4

ETF等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部をブラックロック・グループの各拠点に委託します。

委託先(投資顧問会社)	委託先所在地
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.	米国 サンフランシスコ市
ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド	中華人民共和国 香港

運用プロセス

【イメージ図】

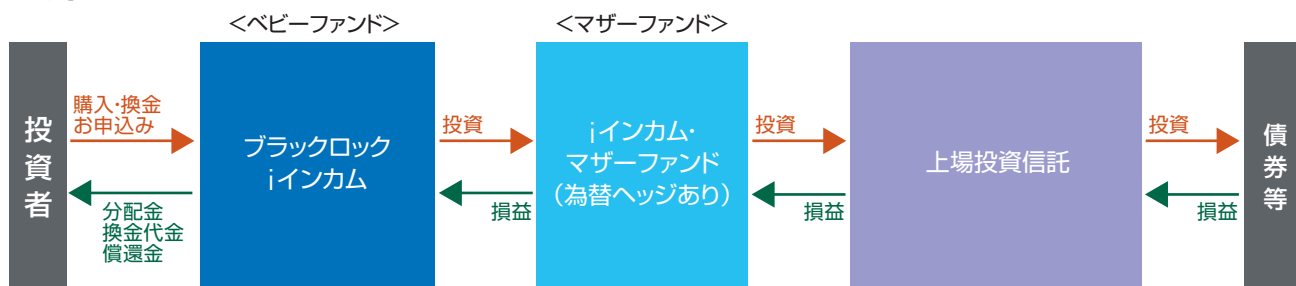
運用目標の策定	価格変動リスク等を考慮しつつ、より高位の利回り(実勢為替ヘッジコスト・費用等控除後)獲得を目指します。
投資対象ユニバースの決定	ETFの流動性、費用水準等を考慮の上、投資対象とするETFを絞り込み、投資ユニバースを決定します。
ポートフォリオ構築	円ベース(運用コスト控除後)の利回りを勘案し、リスク対比で期待リターン之最適化を図ります。 ・投資資産のリターン、リスク、相関、利回りを予測 ・実勢為替ヘッジコストを勘案 債券価格の下落リスクを考慮し、必要に応じ資産配分を調整します。
定期的なリバランス	市場環境に応じてリスク・リターン特性の見直しを行ないます。 市場見通しに応じてデュレーションの目標の見直しを行ないます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※運用プロセス等は、変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドはiインカム・マザーファンド(為替ヘッジあり)をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。



主な投資制限

- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行ないません。
- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

年2回の毎決算時(原則として6月15日と12月15日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

- 経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ 金利変動リスク

世界の債券に実質的に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 信用リスク

世界の債券に実質的に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券の価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 低格付債券への投資リスク

信用格付が低い、または格付が付与されていない債券にも実質的に投資します。これらの種類の債券はより高い利回りを提供する可能性があるものの、格付が比較的高い債券に比べてより投機的であり、価格がより大幅に変動したり、債券投資の元本回収や金利収入が不確実になるリスクも大きくなり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カントリー・リスク

世界の債券に実質的に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。エマージング(新興国)市場の発行体が発行する債券に投資する場合、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因に伴い、より大幅な債券の価格変動または流動性の低下が考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

円ベースでの収益の確保を目指し、原則として為替ヘッジを行ないませんが、投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジすることはできません。また、ヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジコストがかかります。

■ 上場投資信託(ETF)への投資に関する留意点

投資するETFを購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。また、投資するETFにおいては、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指しますが、対象指数と一致する動きにならない場合があります。この場合には当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

また、特定のETFに集中的に投資することがあります。この場合に当該ETFが受ける価格変動リスクやETFの運営上のリスクの影響(当該ETFの償還や上場廃止等)をほぼ直接に受けることが想定されます。

その他の留意点

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ◆収益分配金に関する留意点
 - 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

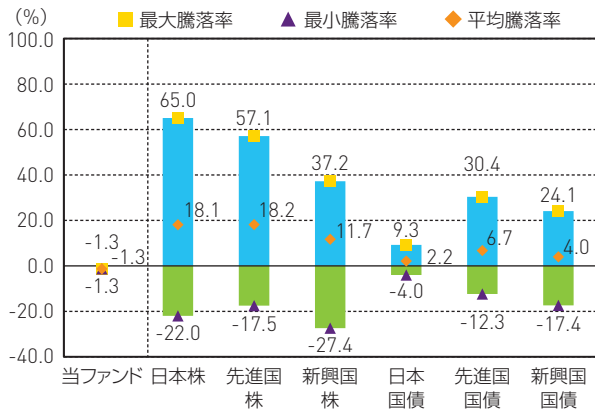
リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2013年7月～2018年6月)



※上記グラフは、2013年7月～2018年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドは設定日が2017年6月2日のため、当ファンドの騰落率については2018年6月以降について表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

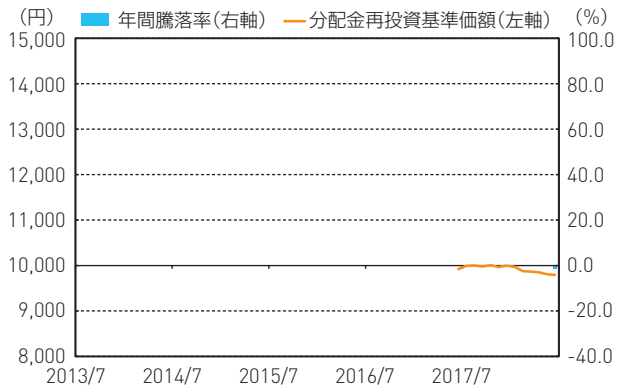
- 日本株…東証株価指数(配当込み)
- 先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI国債
- 先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース*としております。

*各指数の提供会社が円に換算して算出していることを指します(本ページに限る)。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2013年7月～2018年6月)



※上記グラフは、2013年7月～2018年6月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、当ファンドは設定日が2017年6月2日のため、分配金再投資基準価額については2017年6月末から表示しており、年間騰落率については2018年6月以降について表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

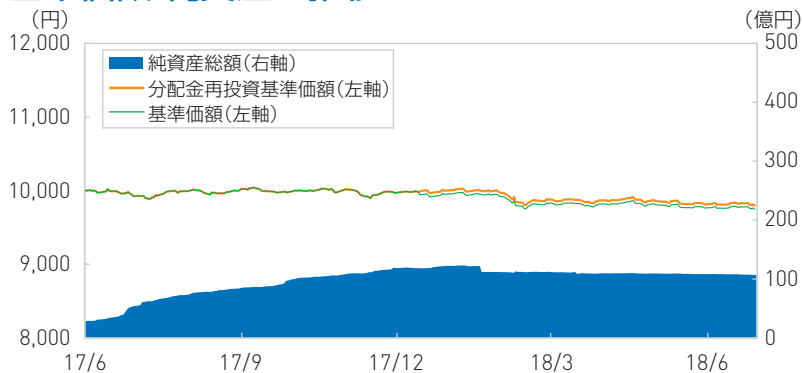
MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

設定来累計		50円
第1期	2017年12月	50円
第2期	2018年6月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

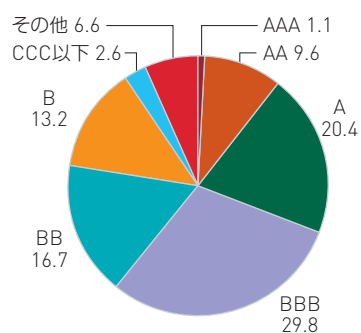
資産構成比率(%)

資産名	比率
組入れ債券ETF	98.0
現金等	2.0
合計	100.0

組入れ債券ETFの組入比率(%)

銘柄名	資産名	比率
iShares \$ Short Duration High Yield Corp Bond UCITS ETF	米国短期 ハイ・イールド債	19.6
iShares £ Corp Bond 0-5yr UCITS ETF	英債券建て中短期投資適格社債	13.8
iShares Core £ Corp Bond UCITS ETF	英債券建て投資適格社債	12.8
iShares \$ High Yield Corp Bond UCITS ETF	米ドル建てハイ・イールド債	11.3
iShares Core Canadian Short Term Corporate + Maple Bond Index ETF	短期カナダ社債	8.9
iShares J.P. Morgan \$ EM Corp Bond UCITS ETF	米ドル建て新興国社債	6.2
iShares \$ Corp Bond UCITS ETF	米ドル建て投資適格社債	5.7
iShares Core € Corp Bond UCITS ETF	ユーロ建て投資適格社債	5.7
iShares € Corp Bond Interest Rate Hedged UCITS ETF	ユーロ建て投資適格社債金利ヘッジ	5.1
iShares J.P. Morgan \$ EM Bond UCITS ETF	米ドル建て新興国債	5.0
iShares MBS ETF	米ドル建て米国MBS	4.0

格付別配分比率(現金等除く)(%)

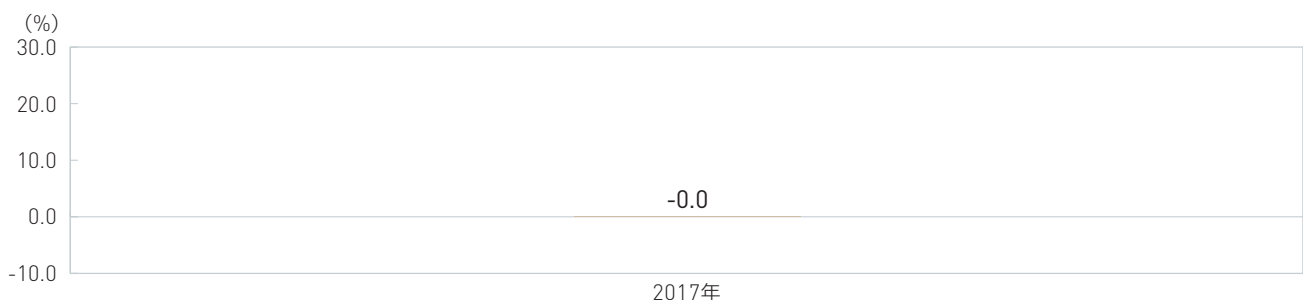


※ S&Pの格付けを使用しております。

※ 比率は対純資産総額、マザーファンドベース。四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移

※ 2017年は設定日(6月2日)から年末までのファンドの収益率を表示しています。
 ※ ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
 ※ 当ファンドにベンチマークはありません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	分配金の受取方法により、＜分配金受取りコース＞と＜分配金再投資コース＞の2つのコースがあります。購入単位および取扱いコースは販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	換金単位は、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2018年9月15日から2019年3月15日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付不可日	以下のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入・換金は受けられません。 ニューヨークの銀行の休業日、ニューヨーク証券取引所の休場日、ロンドンの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休場日
購入・換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	2027年5月28日まで(設定日：2017年6月2日)
繰上償還	ファンドは、換金によりファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはファンドを償還させることが投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	6月15日および12月15日(ただし休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 ＜分配金再投資コース＞を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は、2,000億円とします。 ※当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。
公告	投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		(各費用の詳細)										
購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に <u>1.08%(税抜1.00%)</u> を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価										
信託財産留保額	ありません。	—										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		(各費用の詳細)										
運用管理費用 (信託報酬)	<p>【実質的な負担】 ファンドの実質的な運用管理費用は、以下(A)と(B)の合計となります。なお、「(B)投資する上場投資信託証券の運用管理費用」は、投資する上場投資信託証券およびその投資割合等により変動します。そのため、実質的な運用管理費用は、事前に料率、合計額等を表示する事はできません。</p>	—										
	<p>(A)当ファンドの信託報酬 ファンドの純資産総額に対して<u>年0.405%(税抜0.375%)</u>の率を乗じて得た額とします。 <small>※委託会社の報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</small></p>	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率										
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">運用管理費用の配分</td> <td>(委託会社)</td> <td>年0.162%(税抜0.150%)</td> <td>ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>(販売会社)</td> <td>年0.216%(税抜0.200%)</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>(受託会社)</td> <td>年0.027%(税抜0.025%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </table>	運用管理費用の配分	(委託会社)	年0.162%(税抜0.150%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価	(販売会社)	年0.216%(税抜0.200%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	(受託会社)	年0.027%(税抜0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
	運用管理費用の配分		(委託会社)	年0.162%(税抜0.150%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価							
(販売会社)			年0.216%(税抜0.200%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価								
(受託会社)		年0.027%(税抜0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価									
<p>(B)投資する上場投資信託証券の運用管理費用 マザーファンドにおいて投資する上場投資信託証券においても運用管理費用が徴収されます。ただし、当該運用管理費用については、事前に料率、合計額等を表示する事はできません。 (ご参考) 2018年6月末現在での当ファンドの投資対象およびその投資割合に基づき算出した料率は<u>年0.27%</u>程度です。 <small>※上記は、2018年6月末現在の値であり、運用状況により変動します。</small></p>	—											
その他の費用・手数料	<p>目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.108%(税抜0.10%)を上限として、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。 また、マザーファンドが投資する上場投資信託証券に係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等が上場投資信託証券より支払われます。 <small>※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ●外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 										

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2018年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

